



2023年1月24日

各 位

会社名 トーセイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口誠一郎
(コード番号8923 東証プライム市場)
(コード番号S2D シンガポール証券取引所メインボード)
問合せ先 取締役専務執行役員 平野 昇
(TEL 03-5439-8807)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年1月24日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年2月24日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが可能となりました。当社といたしましては、居住地にかかわらず多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスク低減にも資すると考えていることから、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条を変更するものであります。

なお、本議案が承認可決された場合においても、株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主様の権利を最優先に考え、また、社会的な要請を踏まえ、うえて当社取締役会の決議により決定いたします。

また、当社は、当該変更が必要とされている経済産業省令・法務省令で定める要件の該当性にかかる経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>2 当社の株主総会は、東京都各区内において開催する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>2 当社の株主総会は、東京都各区内において開催する。<u>ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</u></p> <p>3 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第17条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第17条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. <u>2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2023年2月24日(金)

定款変更の効力発生日

同日

以 上